

# 農業災害補償に関する行政評価・監視の勧告 に伴う改善措置状況（その後）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成16年4月～17年12月
- 2 調査対象機関 農林水産省、道府県（23）、市町村、道府県農業共済組合連合会、農業共済組合、関係団体等

〔勧告日及び勧告先〕 平成17年12月13日 農林水産省に対し勧告

〔回答年月日〕 平成19年10月31日

〔その後の改善措置状

況に係る回答年月日〕 平成21年1月19日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 農業災害補償制度は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、国の農業災害対策として実施される公的保険制度。風水害、冷害等の自然災害や病虫害など不慮の事故による農家等の損失を補てんし、農業経営の安定と農業生産力の発展に資することを目的。
- 農業災害補償制度は、国と農業共済団体とが実施。農家は共済掛金（半額）を支払い、農業共済団体は災害等の発生により農家が被った被害に見合った共済金を支払う。
- 農業災害補償に係る共済事業については、その運営に対して、国が毎年度相当額の国庫負担・補助。
  - ・ 事務費負担金（昭和22年創設）平成16年度：約526億円
  - ・ 特別事務費等補助金（昭和33年創設） 〃 ：約6億円<このほか、共済掛金の2分の1を国庫で負担>（昭和27年創設）
  - ・ 平成16年度共済掛金総額約1,298億円のうち、約647億円
- 事務費負担金の交付・使用を適正に行うことや共済金の支払を適正に行うこと等が重要。
- この行政評価・監視は、農業災害補償に係る共済事業の適切かつ効率的な運営を図る観点から、その運営の実態等を調査し、関係行政の改善に資するため実施。

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>1 事務費負担金の執行の適正化</b></p> <p>農林水産省は、農業共済事業事務費負担金（以下「事務費負担金」という。）の適正かつ効果的・効率的な執行を図る観点から、次の措置（連合会への指導・都道府県への組合等の指導の助言）を講ずる必要がある。</p> <p>① 任意共済事業に係る経費を負担金交付対象経費から除外する方法を連合会・組合等に示し、これに基づき対象経費を適正に算定させること。</p> <p>② 対象経費の的確な検査のためのチェックリストを策定し、これに基づき、農林水産省及び都道府県が、的確に検査すること。</p> <p>③ 事務費負担金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会又は組合等から速やかに返還させること。</p> <p>④ 職員給与等の改定時期に関する基準を連合会・組合等に作成させること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、農災法に基づき、予算の範囲内で連合会・組合等の事務費を負担</li> <li>○ 事務費負担金の対象経費：制度共済事業に係る事務経費（任意共済事業は対象外）</li> <li>○ 事務費負担金の交付額：平成16年度約526億円 事務費負担金の交付対象経費（約640億円）に占める割合は、約82%</li> <li>○ 連合会の保険事業及び組合等の共済事業については、農災法に基づき、連合会に対しては農水省、組合等に対しては都道府県が常例検査を実施</li> </ul> <p>○ 任意共済事業に係る経費等を負担金対象経費としている組合等あり【14連合会(63.6%)57組合等(67.1%)6億4,537万円（うち、平成15年度6億2,224万円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両共済事業を兼務する引受・審査等部門職員の人件費全額を対象（2組合等）</li> <li>・ 事務部門の最高責任者である参事（9連合会 34組合等）、総務課、経理課等の共通管理部門の職員（12連合会 41組合等）の人件費全額を対象等</li> <li>・ 上記事例のように事務費負担金の交付対象とされない経費を計上しているも</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時における改善措置状況 ⇒：「その後の回答」時における改善措置状況</p> </div> <p>→① 事務費負担金の交付対象経費の適正な算定について、次のとおり、連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言。 「農業共済事業事務費負担金等の適正執行等について」（平成18年3月31日付け17経営第7406号農林水産省経営局保険課長及び同局保険監理官通知。以下「課長通知」という。）を連合会及び都道府県に対して発出し、制度共済事業と任意共済事業の両事業に係る経費については、任意共済事業に係る経費を按分し、平成18年度からは当該経費を交付対象経費としないよう指導。具体的には、例えば、人件費にあつては、制度共済事業と任意共済事業に従事する職員の給料割合を用いて按分（給料割）するよう示すなど、その経費の種類に応じて、給料割、用務数等割又は人頭割の3種類の方法を提示。</p> <p>⇒ 「農業共済事業事務費負担金等の適正執行等についての一部改正について」（20年3月31日付け19経営第7859号）により、課長通知を一部改正し、「事務費負担金の国庫補助対象経費及び国庫補助対象外経費の用途例」に、経費の具体例として警備保障会社への保守料、コンプライアンス研修などを追加。</p> <p>→② 農水省による連合会の常例検査のチェックリストについては平成18年4月に作成。平成18年度から当該チェックリストに基づき連合会の常例検査を実施。 都道府県に対しては、平成18年6月事務連絡（注）を発出し、18年度から当該事務連絡で示したチェックリストに基づき、組合等の常例検査を行うよう助言 （注）「農業共済組合等の検査に係るチェックリストについて」（平成18年6月7日付け農林水産省経営局保険課検査・システム管理班事務連絡）</p> <p>→③ 過大に交付された事務費負担金については、都道府県に対し、返還措置</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>の 約3,067万円（4連合会、28組合等）</p> <p>○ 農水省は、連合会に対する常例検査において使用するチェックリストの内容の不備により、任意共済事業と制度共済事業の両事業に関与する職員に係る給与の按分等に係る検査を未実施。都道府県の組合等に対する検査も同様</p> <p>○ 職員給与等の改定が適切に行われていない 連合会、組合等の職員給与等の改定において、増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの（4連合会 11 組合等）</p>	<p>等通知（注）を発出し、i)事務費負担金の交付対象外経費を交付対象としているとして総務省から指摘された事例について、速やかな返還措置を講ずる必要があること、ii)今回の総務省の調査対象となっていない連合会及び組合等においても、事務費負担金の実績報告書等の精査（以下「自主点検」という。）を行い、不適正な支出が計上されている事例が確認された場合には、速やかに返還措置を講ずる必要があることを指導。</p> <p>（注）「農業共済事務費負担金等の返還措置等について」（平成18年3月7日付け農林水産省経営局保険課予算班及び同局保険監理官付団体班事務連絡）</p> <p>また、平成18年1月に開催した「平成17年度都道府県農業災害補償制度担当者会議」（以下「都道府県担当者会議」という。）において、農林水産省及び都道府県の常例検査の結果、不適正に使用された補助金等が確認された場合においても速やかに返還措置を講ずるよう指導。</p> <p>その結果、総務省の指摘を受けた14道県3,067万2,056円に係る補助金相当分2,290万2,099円については、平成19年9月までに全額返還。</p> <p>また、すべての連合会及び組合等の自主点検の結果から不適正な使用であることが判明した13道県1億7,588万6,348円についても、平成19年9月までに全額返還。</p> <p>→④ 職員の給与改定については、平成18年1月に開催した「平成17年度農業共済組合連合会等総務・指導担当者会議」において、平成18年度からの職員給与の改定時期に関する基準を明確に定めるよう指導。また、都道府県担当者会議において、組合等に対して18年度からの職員給与の改定時期に関する基準を明確に定めることを指導するよう助言。</p> <p>さらに、「「農業共済組合連合会の諸内規例について」の一部改正について」（平成18年3月29日付け17経営第6906号農林水産省経営局長通知）を発出し、連合会に対し、公務員の給与改定に伴い給与額の改定を行う場合、その実施時期は、当該公務員の給与改定の実施時期に準ずることとし、これに基づき連合会の職員給与規則を改正するよう指導するとともに、都道府県に対し、本通知の趣旨を踏まえ、組合等を指導するよう助言。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>2 特別事務費等補助金の執行の適正化</b></p> <p>農林水産省は、農業共済団体等の運営に対する国の助成の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 連合会及び組合等における補助金の使途が適切か、点検できる仕組みを設け、点検すること。</p> <p>② 補助金の採択審査及び補助金監査を厳正に実施すること。</p> <p>③ 特別事務費等補助金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会及び組合等から速やかに返還させること。</p> <p>○ 国は、事務費負担金のほか、予算補助により特別事務費等補助金（特別事務費補助金及び対策費補助金）を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別事務費補助金の対象経費：連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する経費等</li> <li>・ 対策費補助金の対象経費：事務処理を機械化するためのシステムの開発及びシステム管理者の養成等を行うのに要する経費等</li> </ul> <p>○ 補助金の交付総額：平成16年度 約5億9,700万円</p> <p>※ 補助率：原則10/10 実際は、76.7%</p> <p>○ 補助対象以外の経費を補助対象経費として実績報告書に計上【3連合会（13.6%）22組合等（25.9%）約1,900万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実測を行わず、目視による現地調査で損害評価を行った際の旅費等（1連合会及び3組合等）</li> <li>・ 補助事業の目的と関連性のない講演会などの経費（15組合等）</li> <li>・ 飲食代金などの経費（1連合会及び8組合等）</li> </ul> <p>○ 補助対象経費から、上記の不適正額を除外して補助対象経費を再計算すると、過大支給となっているものあり【8組合等、約525万円】</p>	<p>→① 課長通知において、平成18年度から特別事務費補助金の対象経費及び国対象外経費の用途例を明示し、連合会及び組合等に対し、適正に算定するよう指導。また、特別事務費補助金のうち使途が不適切なものがあるとして指摘があった損害評価実測費については、実績報告の際に使途が確認できる書類の添付を義務化し、使途を適切に点検できる仕組みを整備。</p> <p>→② 課長通知において明示した特別事務費補助金の対象経費及び対象外経費の用途例等に基づき、適正な採択審査を実施するとともに、平成18年度から監査時の提出書類を充実することにより、厳正な補助金監査を実施。</p> <p>⇒ 平成20年度から、運営基盤強化対策補助金の委託費について、従前まで提出を義務づけていなかった委託内容が分かる資料を添付させることとした。</p> <p>→③ 返還措置等通知を発出し、都道府県に対し、i)特別事務費補助金の交付対象外経費を交付対象としているとして総務省から指摘があった事例について、速やかな返還措置を講ずる必要があること、ii)今回の総務省の調査対象となっていない連合会及び組合等においても、特別事務費補助金の実績報告書等の精査を行い、不適正な支出が計上されている事例が確認された場合には、速やかに返還措置を講ずる必要があることを指導。</p> <p>また、都道府県担当者会議において、都道府県に対し、農林水産省及び都道府県が行う常例検査の結果、不適正に使用された補助金等が確認された場合においても、随時返還が必要となる旨の説明を行うとともに、不適正に使用された補助金等が確認された場合は、速やかに返還措置を講ずるよう指導。</p> <p>その結果、総務省の指摘を受けた10県1,870万6,425円に係る補助金相当分1,105万4,646円については、平成19年3月までに全額返還。</p> <p>また、すべての連合会及び組合等の自主点検により不適正な使用であることが判明した8県466万1,543円についても、19年3月までに全額返還。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>3 共済業務運営の適正化</b></p> <p>農林水産省は都道府県に対し、適正な共済事業運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県に対し、すべての組合等について、適正な事務処理の確保のための組合等における内部検査機能の運用状況等について総点検を行うよう助言すること。</p> <p>② 常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを都道府県に示し、これに基づき組合等の常例検査を行うよう助言すること。</p> <p>③ 共済金の過大又は過少な支払を行っている組合等に、速やかに共済金の返還又は追給を行わせることについて助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの各種の業務の実施については、農災法及び農林水産省が定める各種の要綱等に具体的に規定</p> <p>○ 組合等は、農林水産省が定める模範定款等に基づき定款を策定し、組合等は、これに基づき業務を実施</p> <p>○ 共済の引受、共済掛金の徴収などが、的確に行われていないものあり【83 組合等(97.6%)、延 1,104 農家等(実 903 農家等 (21.9%) )、過大支払額約 95 万円、過少支払額約 4 万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済価額(評価額)を過大に設定して引受(最大約 1.6 倍)</li> <li>・ 加入資格のない農家等を引受け(加入資格 10a 以上に対し 8a)</li> <li>・ 耕地の面積を誤って引受け(実際の 10 分の 1)</li> <li>・ 共済掛金未納者に対する督促や延滞金の徴収が不適切(共済掛金約 51 万円を 3 か月以上滞納。この延滞金約 16,000 円を未徴収)</li> </ul>	<p>→① 平成18年1月に開催した都道府県担当者会議において、管内のすべての組合等を対象に総点検を実施するよう助言。</p> <p>また、「「農業災害補償に関する行政評価・監視」結果に基づく「総点検」の実施について」(平成18年3月14日付け農林水産省経営局保険監理官付団体班事務連絡)を發出し、都道府県に対し、総点検の実施方法等を助言。</p> <p>その結果、平成19年9月末時点において、47都道府県のうち45都道府県が総点検を実施。残りの2県についても平成19年度内に総点検を行う予定。</p> <p>⇒ 未完了となっていた2県については、平成20年2月までに総点検を実施し、すべての都道府県において総点検を完了。</p> <p>→② 18年6月に都道府県に対し事務連絡を發出し、常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを明示し、平成18年度から当該チェックリストに基づき、組合等の常例検査を行うよう助言。</p> <p>⇒ 共済掛金等の口座振替の徹底やコンプライアンス態勢の確立を図るため、最近の規定の改正等を盛り込んだ平成20年度「農業共済組合等検査のチェックリスト例」(平成20年3月31日付け農林水産省経営局保険課長・保険監理官通知)を發出。</p> <p>→③ 共済金の過大又は過少な支払を行っていると総務省から指摘された事例については、都道府県担当者会議において、共済金の返還又は追給、再保険金や交付金の返還又は追給等を行うことについて組合等を指導するよう助言。</p> <p>また、「「農業災害補償に関する行政評価・監視」結果への対応について」(平成18年3月14日付け農林水産省経営局保険監理官付団体班事務連絡)を發出し、都道府県に対し、i)指摘を受けた事例について共済金の返</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>還又は追給を行うよう組合等を指導すること、ii)指摘事例以外についても、都道府県の常例検査、総点検等により共済金の過大又は過少な支払を行っている等不適切な事例が確認された場合には、適正な措置を講ずることについて組合等を指導するよう助言。</p> <p>その結果、総務省の指摘を受けた共済金等の支払額が過大又は過少な支払を行っていた12道県に係る事例については、18年8月までにすべて返還(176万3,155円)及び追給(3,390円)。</p>